

第3部：第二の柱－監督上の検証プロセス

719. 本セクションでは、とりわけ、バンキング勘定の金利リスク、信用リスク（ストレス・テスト、デフォルトの定義、残余リスク、信用集中リスク）、オペレーショナル・リスク、国際的コミュニケーションと協力の増進、および証券化の取扱いに関する指針を含む、銀行業務のリスクに関連する、監督上の検証、リスク管理指針ならびに監督上の透明性および説明責任について、当委員会が作成した主要原則について説明する。

I. 監督上の検証の重要性

720. 本枠組の監督上の検証プロセスは、銀行がその業務におけるすべてのリスクを支えるのに十分な自己資本を保有することを確保するだけでなく、銀行がこうしたリスクをモニターし管理するにあたって、より良いリスク管理手法を開発し活用することを促すよう企図されたものである。

721. 監督上の検証プロセスにおいては、自己資本に関する銀行内部の評価プロセスを開発し、また自行のリスク・プロファイルやリスク統制の状況と統合的な自己資本の目標を設定するのは銀行経営陣の責任であると認識されている。本枠組において、銀行の経営陣は、所要自己資本を越えて、自行のリスクに見合うだけの十分な自己資本を確保する責任を引続き負っている。

722. 監督当局は、銀行がそのリスクに対してどのくらい自己資本を充実させることが必要かを適切に見積もっているかを評価し、適切な場合には介入することが期待される。こうした銀行と監督当局との間の連携は、両者のより積極的な対話を促進することを目指したものであり、自己資本の不十分性が認識された場合に、リスクの削減または自己資本の回復のための迅速かつ断固とした行動がとられ得るようにするものである。そこで、監督当局は、リスク・プロファイルや業務状況からみて注意を払う必要のある銀行に、より重点的に焦点を絞るという手法を採用してもよい。

723. 当委員会は、銀行がそのリスクに対して保有する自己資本の額の大きさと、銀行のリスク管理および内部統制のプロセスの強さや実効性の間には関係があることを認識している。しかし、自己資本を増加させることが、銀行が直面しているリスクの増加に対処する唯一の手段であると考えられるべきではない。リスク管理の強化、内部的なリミットの設定、引当金（provisions）および準備金（reserves）の水準の強化、内部統制の改善といったリスクに対処するためのその他の手法もまた検討されなければならない。さらに、自己資本を根本的に問題のある内部統制やリスク管理プロセスを改善するための代替手段とみなすべきではない。

724. 第二の柱のもとで取扱われることが特に適していると考えられる主要な分野は3つある。すなわち、第一の柱のもとで考慮されるものの、第一の柱のプロセスによっては十分に捉えられないリスク（例えば、信用集中リスク（credit concentration risk））、第一の柱のプロセスでは考慮されない要素（例えば、バンキング勘定の金利リスク、事業リスクおよび戦略リスク）、および銀行にとっての外的な要因（例えば景気循環の影響）である。第二の柱のさらに重要な側面は、第一の柱、特に信用リスクにおける内部格付手法およびオペレーショナル・リスクにおける先進的計測手法（AMA）の適用に係る最低基準やディスクロージャーに係る要求事項の遵守状況を評価することである。監督当局は、銀行がそのよう

な最低要件を適格性の判定基準および継続的な適格基準として満たしていることを確実なものとしなければならない。

II. 監督上の検証における4つの主要原則

725. 当委員会は監督上の検証における4つの主要原則を認識している。これらは、「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」および「コアとなる諸原則の手法」を中心とした、バーゼル委員会作成の広範な監督上のガイダンスに示された諸原則を補完するものである¹⁷²。銀行業務のリスク管理に係るガイダンスの具体的なリストは本枠組の本パート（第3部）の最後に示されている。

原則1：銀行は、自行のリスク・プロファイルに照らした全体的な自己資本充実度を評価するプロセスと、自己資本水準の維持のための戦略を有するべきである。

726. 銀行は、自ら設定した自己資本の目標が十分に根拠のあるものであること、およびこの目標が当該銀行全体のリスク・プロファイルや現時点での業務を取り巻く状況と整合的であることを説明できなければならない。自己資本の充実度を評価する際、銀行の経営陣は現下の経済が景気循環のどの段階にあるかに注意を払う必要がある。銀行に悪影響を与え得るような事象や市場環境の変化を識別できるような、厳格でありかつ今後の変化を見据えた（forward-looking な）ストレス・テストが実施されるべきである。銀行がそのリスクを支えるのに十分な自己資本を保有していることを確保する第一義的な責任は明らかに銀行の経営陣が負うものである。

727. 厳格なプロセス（a rigorous process）の5つの主な特徴は以下のとおりである。

- 取締役会と上級管理職による監視
- 健全な自己資本の評価
- リスクの包括的な評価
- モニタリングと報告
- 内部統制の検証

¹⁷² バーゼル銀行監督委員会「実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則」（1997年9月公表、2006年4月中協議案公表）、およびバーゼル銀行監督委員会「コア・プリンシプル・メソドロジー」（1999年10月、2006年4月中協議案公表）。

1. 取締役会と上級管理職による監視¹⁷³

728. 健全なリスク管理のプロセスは、銀行の自己資本のポジションが適切であるかどうかを実効的に評価するうえでの基礎となる。銀行の経営陣はその銀行が取っているリスクの性質や水準、またそれらのリスクが適切な自己資本の水準とどのような関係にあるかについて理解する責任がある。また、経営陣は、リスク・プロファイルと経営計画に照らして、こうしたリスク管理プロセスがその手続（formality）や洗練度（sophistication）において適切なものであることを確保する責任がある。

729. 銀行の現在および将来における自己資本の必要額をその戦略目標と関連付けて分析することは、戦略的な経営計画の策定プロセスの重要な要素である。戦略的な経営計画は、必要とされる資本額、予想される資本支出、望ましい自己資本の水準、および外部の資本調達先についての概要を明確に示すべきである。上級管理職および取締役会は、資本計画を望ましい戦略目標を達成する上での不可欠な要素と考えるべきである。

730. 銀行の取締役会は、自行のリスクに対する許容度を定めておく責任がある。また、取締役会は、銀行の経営陣が様々なリスクを評価するためのフレームワークを確立すること、リスクを銀行の自己資本の水準に関連付ける方法を開発すること、銀行の内部的な方針の遵守状況をモニターする手法を確立すること、を確実なものとするべきである。同様に、取締役会が強力な内部統制や明文化された方針と手続規定を採用・支援し、経営陣によってこれらが組織全体に確実に行き渡るようにさせることが重要である。

2. 健全な自己資本の評価

731. 健全な自己資本の評価の基本的な要素には、以下のものが含まれる。

- 銀行が確実に、すべての主要なリスクを識別し、測定し、報告するように整備された方針と手続
- 自己資本をリスクの水準に関連付けるプロセス
- 銀行が戦略上重点を置く事項や経営計画を考慮した上でのリスクに対する自己資本の充実度に係る目標を示すためのプロセス、および
- 銀行の管理プロセス全体が適切なものであることを確保するような、内部統制、検証、監査のプロセス

¹⁷³ 本文書の本セクションは、取締役会と上級管理職から成る経営構造に言及している。当委員会は、国によって、取締役会や上級管理職の機能に関して、法律上または規制上の枠組みがかなり異なると認識している。いくつかの国では、執行主体（上級管理職、一般管理職）の職務遂行を確実にすることに関し、取締役会が排他的ではないとしても主たる監督機能を持つ。このため、場合によっては、取締役会は監督役会（supervisory board）となっている。これは、取締役会が執行機能を持たないことを意味する。一方、取締役会が幅広い権限を持ち、銀行の経営全般の枠組みを定めている国もある。こうした差異があるため、本文書では、取締役会と上級管理職の概念を、法的な構造を識別するのではなく、むしろ銀行内の2つの意思決定機能を分類するために用いている。

3. リスクの包括的な評価

732. 銀行が抱えている主要なリスクはすべて、自己資本評価のプロセスにおいて捉えられるべきである。すべてのリスクを正確に計測することはできないと当委員会は認識しているが、リスクを推定するためのプロセスは開発されるべきである。したがって、以下に述べるリスクに対するエクスポージャーが捉えられるべきである。ただし、以下は決してすべてのリスクの包括的なリストではない。

733. **信用リスク**：銀行は、信用リスクの評価において、ポートフォリオに係るエクスポージャーに加え、個別の借手やカウンターパーティに対するエクスポージャーに係るものも捉えることができるような手法を持つべきである。より先進的な銀行であれば、信用リスクに対する自己資本の充実度を評価するにあたり、最低でも以下の4つの分野に対応すべきである。すなわち、信用格付制度、ポートフォリオの分析・集計、証券化や複雑なクレジット・デリバティブ、大口のエクスポージャーおよびリスク集中、である。

734. 内部信用格付は信用リスクをモニタリングする上で重要な手段である。内部信用格付は、すべての信用エクスポージャーに伴うリスクを認識し測定することの基礎となり得るだけの適切なものであるべきであり、また銀行が信用リスクと自己資本充実度を分析する際の全体の枠組に組み込まれているべきである。信用格付の枠組は、問題債権に限らず、すべての資産を対象に詳細な格付を行うべきである。貸倒引当金は自己資本充実度を計るための信用リスク評価に含まれるべきものである。

735. 信用リスクの分析は、ポートフォリオが抱える問題点を、リスクの集中を含め、適切に認識すべきである。また、与信集中を管理することに係るリスク、および証券化や複雑なクレジット・デリバティブといった手法がもたらすその他のポートフォリオ上の問題も適切に考慮すべきである。さらに、カウンターパーティの信用リスクの分析においては、監督当局が「実効的な銀行監督のための諸原則」を遵守しているかどうかについて、公にされている評価をも考慮すべきである。

736. **オペレーショナル・リスク**：当委員会は、オペレーショナル・リスクの管理についても、他の重要な銀行業務にかかわるリスクと同様に厳格に対応すべきであると考えている。オペレーショナル・リスクの適切な管理に失敗すると、銀行のリスク/リターン・プロファイルを見誤り、大きな損害をもたらす可能性がある。

737. 銀行は、オペレーショナル・リスクを管理する枠組を開発し、この枠組の中で自己資本充実度を評価すべきである。この枠組は、オペレーショナル・リスクを外部へ移転する程度および方法を含め、オペレーショナル・リスク管理に関する方針を通じて特定される銀行のオペレーショナル・リスクへの選好度(appetite)および許容度(tolerance)をカバーすべきである。また、この枠組は、リスクを特定、評価、監視、ならびに管理・削減(controlling/mitigating)するための銀行の手法の概要を述べた方針を含むべきである。

738. **マーケット・リスク**：銀行は、重要なマーケット・リスクがポジション、部署、ビジネスライン、全社レベルのいずれにおいて発生しても、当該リスクをすべて評価し、積極的に管理することのできる手法を備えるべきである。いずれの銀行も自社のトレーディング活動に適したストレス・テストがその評価に組み込まれるべきであるが、先進的な銀行の場合、市場リスクに対する内部自己資本の評価は、集中リスクの評価やストレス状況下の市場シナリオを想定した場合の非流動性の評価を含めて、VaR モデルとストレス・テストに基づくべきである。

738(i). VaR はマーケット・リスク・エクスポージャー全体を監視する上で重要なツールであり、異なる部署やビジネスラインが抱えるリスクを比較するための共通の測定基準となる。銀行の VaR モデルは自行のあらゆるトレーディング活動から発生するリスクの特定と測定に適したものとすべきである。また、銀行の全体的な自己資本評価の中に統合されるとともに、厳密で継続的な検証を受けるべきである。VaR モデルの推計はトレーディング勘定のリスク特性の変化に感応的であるべきである。

738(ii). 銀行はストレス・テスト（ファクター・ショック、あるいは過去もしくは仮想的な統合シナリオ）とその他の適切なリスク管理手法によって、VaR モデルを補完しなければならない。銀行は自己資本評価の中で、十分な資本があり、最低所要自己資本額を満たすのみならず、深刻であるが発生する可能性がある一連のマーケット・ショックに耐え得ることを証明しなければならない。特に、以下の点を必要に応じて織り込まなければならない。

- 非流動性/価格ギャップ
- 集中度の高いポジション（市場の出来高に対して）
- 一方向の市場
- 非線型商品/ディープ・アウト・オブ・マネーのポジション
- イベントおよびデフォルトに至る急激な動き
- 相関性に関する重要な変化
- VaR で適切に捕捉できないその他のリスク（回収率の不確実性、表面化しない相関関係あるいは非対称リスク（skew risk）など）

銀行が適用するストレス・テストと、特に当該テストの水準（ショックのパラメーターあるいは考慮されている事象の種類など）は、自己資本評価の基礎となる前提（たとえば、市場のストレスおよび非流動性が長期化しても、規定された制限内で取引ポートフォリオを管理するのに十分な資本を確保すること、あるいは明示された信頼水準に合わせた所定の期間にわたって、すべてのポジションの流動化あるいはリスクの体系的なヘッジを確実に行うのに十分な資本を確保すること）を示す明確な説明と整合的であるべきである。テストに適用されるマーケット・ショックはポートフォリオの性質や、深刻な市況のもとでリスクのヘッジを外す、あるいは管理するために要する時間を反映しなければならない。

738(iii). 企業は集中リスクを予防的に管理、評価すべきである。また、集中ポジションは日常的に上級経営陣に報告すべきである。

738(iv). 銀行は VaR 手法とストレス・テストを含むリスク管理システムを設計し、取引している商品および取引戦略の重要なリスクを正確に測定すべきである。商品や取引戦略は変化することから、VaR 手法やストレス・テストもこうした変化に対応するために進歩すべきである。

738(v). 銀行は、マーケット・リスクに対する所要自己資本を把握するために複数のリスク測定方式をどのように組み合わせたかを証明しなければならない。

739. **バンキング勘定の金利リスク**：計測プロセスには、当該銀行の重要な金利リスク・ポジションがすべて含まれ、関連するすべての金利改訂・満期データが織り込まれているべきである。一般に、そうした情報には、当該取引手段およびポートフォリオの現残高と契約上の金利、元金の支払い、金利改定日、満期、金利改定に用いられる金利指数、および変動

金利商品における契約上の金利上・下限が含まれる。計測システムに用いられる仮定と技術は、十分に文書化されているべきである。

740. 用いられる計測システムのタイプや複雑度に関わらず、銀行の経営陣は同システムの充分性と完全性 (completeness) を確保すべきである。計測システムの質と信頼性は、モデルに用いられるデータや諸仮定の質に大きく依存するため、経営陣はそうしたデータや仮定に特に注意を払うべきである。

741. **流動性リスク**：流動性は、銀行が存続する上できわめて重要である。自己資本の状況は、銀行が流動性を確保できるかどうかに影響を及ぼし得るものであり、このことは特に危機的な状況において当てはまる。各銀行は、流動性リスクを測定し、モニターし、コントロールするための適切なシステムを持たなければならない。銀行は、自らの流動性の状況および業務を行っている市場の流動性を前提として、自己資本充実度が十分かどうかを評価すべきである。

742. **その他のリスク**：当委員会は、評判リスクや戦略リスク等の「その他」のリスクを測定するのは容易ではないことを認識しているが、銀行業界がこれらのリスクのすべての面について管理する手法を開発することを期待している。

4. モニタリングと報告

743. 銀行は、リスクに対するエクスポージャーをモニターし報告するとともに、銀行のリスク・プロファイルが変化することによって自己資本の必要額がどのような影響を受けるかを評価するための適切な体制を構築すべきである。銀行の上級管理職または取締役会は、銀行のリスク・プロファイルと自己資本の必要額についての報告を定期的な報告を受けなければならない。それは、上級管理職が受理した報告により以下の事項を実行することが可能となるような内容のものである。

- 主要なリスクの水準と傾向、およびそれらが自己資本の水準へ与える影響についての評価
- 自己資本の評価測定システムにおいて使用されている主要な仮定の感応度および合理性の評価
- 銀行が、様々なリスクに対して十分な自己資本を維持しているか、および策定された自己資本の充実目標を遵守しているかどうかについての判断、および
- 報告されたリスク・プロファイルに基づく将来の自己資本の必要額の評価、およびそれに応じた銀行の戦略的な経営計画に対する必要な修正

5. 内部統制の検証

744. 銀行がどのような内部統制を有しているかは自己資本評価を行うプロセスに不可欠のものである。自己資本評価プロセスを効果的に管理するには、独立した検証と、適切な場合には、内部監査もしくは外部監査の関与が必要となる。銀行の取締役会は、経営陣が確実に、様々なリスクを評価するためのシステムを構築し、リスクを銀行の自己資本水準に関連付けるためのシステムを開発するとともに、内部方針の遵守状況をモニターする手法を構築することに対して責任を負っている。取締役会は、業務が秩序をもって慎重に遂行されることを確保する上で、内部統制体制が適切かどうかを定期的に検証すべきである。

745. 銀行はリスク管理プロセスの完全性、正確性、合理性を確保するために、その定期的な検証を行うべきである。検証の対象となるべき分野には以下のものが含まれる。

- 銀行の業務の性質、範囲、複雑さに応じた、自己資本評価プロセスの適切性
- 大口のエクスポージャーおよびリスク集中の識別
- 銀行の評価プロセスの中で利用されるデータの正確性と完全性
- 評価プロセスで使用されるシナリオの合理性と妥当性、および
- ストレス・テストおよび、諸仮定と使用データの分析

原則 2: 監督当局は、銀行が規制上の自己資本比率を満たしているかどうかを自らモニター・検証する能力があるかどうかを検証し評価することに加え、銀行の自己資本充実度についての内部的な評価や戦略を検証し評価すべきである。監督当局はこのプロセスの結果に満足できない場合、適切な監督上の措置を講ずるべきである。

746. 監督当局は、銀行が自己資本充実度を評価するプロセス、銀行のリスク・ポジション、また、そのプロセスを通じて導出された自己資本の水準と質を定期的に検証すべきである。また、監督当局は、銀行が自己資本の充実度を評価するための内部プロセスが、どの程度健全なものであるかを評価すべきである。検証においては、銀行のリスク管理や内部統制の質に重点が置かれるべきであり、監督当局が銀行の経営陣の役割を果たすようなこととなるべきでない。定期的な検証には以下の手法を組み合わせ用いることができる。

- オンサイトでの検証・検査
- オフサイトでの検証
- 銀行の経営陣との議論
- 外部監査人の行った監査結果の検証（自己資本に係る検討を要する課題に監査が適切に焦点を当てたものであることが前提）、および
- 定期的な報告

747. 手法上の誤りや体系的な分析における仮定の誤りが、銀行の内部分析によって導かれた自己資本の必要額に大きな影響を与え得るため、監督当局が各行の内部分析を詳細に検証することが必要である。

1. リスク評価の適切性の検証

748. 監督当局は、銀行の内部の目標やプロセスが、銀行の直面している主要なリスクのうちどの程度の範囲のものを取り込んでいるかを評価すべきである。また、監督当局は、銀行自身が自己資本の充実度を内部評価するために利用しているリスク測定法の妥当性や、こうしたリスク測定法が、リミットの設定、業務ラインの業績評価、そしてリスクの評価・管理全般において、実際にどの程度利用されているかを検証すべきである。監督当局は、銀行が行った感応度分析やストレス・テストの結果とこうした結果が資本計画にどう関係付けられているかを検討すべきである。

2. 自己資本の充実度の評価

749. 監督当局は、以下の事項を判断するために銀行のプロセスを検証すべきである。

- 銀行によって策定された自己資本水準の目標が包括的なものであり、現在の業務を取り巻く状況に相応しいものであるか。
- この水準は上級管理職によって適切にモニターされ、検証されているか、および
- 自己資本の構成は、銀行の業務の性質および規模に対して適切なものであるか。

750. 監督当局はまた、銀行が自己資本の水準を設定するにあたり、不測の事態の発生にどの程度備えているかを考慮すべきである。この分析には、広範にわたる外生的な条件やシナリオを織り込むべきであり、分析に用いられる手法やストレス・テストの洗練度は、銀行の業務に見合うものであるべきである。

3. 統制環境の評価

751. 監督当局は、銀行における、経営陣へ報告される情報や、経営陣へ情報を伝達するシステムの質、ビジネス・リスクや業務活動を集計する方法、発生・変化するリスクに対して経営陣が対応を行った際の記録について、検討すべきである。

752. すべての場合において、各銀行の自己資本額の水準は、リスク・プロファイル、リスク管理プロセスや内部統制の適切性に応じて判断されるべきである。加えて、景気循環の効果やマクロ経済環境といった外生的な要因も考慮されるべきである。

4. 最低限の基準の遵守に係る監督上の検証

753. 自己資本規制上、内部計測手法、CRM（信用リスク削減手法）、資産の証券化による取扱いが認められるうえで、銀行はリスク管理に係る基準やディスクロージャーを含め、多くの条件を満たす必要がある。特に、銀行は最低所要自己資本を算出する際に使用する自らの内部手法の特徴となる要素を公表することを求められる。監督上の検証プロセスの一部として、監督当局はこうした条件が継続して満たされていることを確保しなければならない。

754. 当委員会は、こうした最低基準や適格基準に係る検証を、監督上の検証プロセスの「原則 2」（Principle 2）の重要な一部を構成するものと考えている。最低基準を設定するにあたって、当委員会は、銀行業界における現行の実務を考慮してきているので、こうした最低基準が、銀行の経営陣が実効的なリスク管理および自己資本の配賦（capital allocation.）はこうあるべきだと考える水準に沿った一連の有用な評価基準を監督当局に与えることを期待している。

755. また、監督上の検証は、標準的手法において求められている条件や要件を銀行が遵守しているかどうかを検証する際にも重要な役割を果たす。この関連で、特に、第一の柱のもとでの所要自己資本を軽減し得る様々な手段が、健全であり、検証を経て、適切に文書化されたリスク管理プロセスの一部に組み込まれて活用されるとともに、理解されることが確保される必要がある。

5. 監督上の対応

756. 監督当局は、上記の検証プロセスを行った上で、銀行自身によるリスク評価および自己資本配賦の結果に満足できない場合には適切な措置を講ずるべきである。監督当局は下記の「原則 3」および「原則 4」で示されるような様々な措置を検討すべきである。

原則 3: 監督当局は、銀行が最低所要自己資本比率以上の水準で活動することを期待すべきであり、最低水準を超える自己資本を保有することを要求する能力を有しているべきである。

757. 第一の柱における所要自己資本には、第一の柱の枠組を取り巻く不確定要素であって銀行界全体に影響を与えるような要素に対するバッファーとなるものが含まれる。個別銀行に特有の不確定要素は第二の柱において扱われる。優れた内部システムと内部統制を備え、第一の柱の枠組の中で十分にカバーされる十分に分散されたリスク・プロファイルおよびビジネス・プロファイルを有し、かつ、第一の柱における所要自己資本を満たす銀行であれば、第一の柱が想定する最低限の健全性の目標を達成できるという合理的な保証を与えるように、第一の柱におけるバッファーが設定されることが期待されている。しかし、監督当局は、その監督対象となる市場に特徴的な要素が第一の柱によるバッファーによって十分にカバーされているかどうかを考える必要がある。通常、監督当局は、銀行が第一の柱の下で求められる所要自己資本以上のバッファーを有して業務を行うことを求める（または、促す）こととなる。銀行は、以下の諸点の組み合わせに対して、このバッファーを維持すべきである。

- (a) 第一の柱における最低所要自己資本は、多くの銀行が自行に係る種々の理由から必要とする信用度の水準を下回るところに設定されると考えられる。例えば、国際的に活動する銀行のほとんどは、国際的に認知されている格付機関から高い格付を賦与されたいと考えるようである。このように銀行は競争上の理由から、第一の柱に示された最低所要額を上回る自己資本を保有して業務を行うことを選択する傾向がある。
- (b) 通常の業務運営において、業務活動の種類や規模は変化し得るが、それに伴い対処すべきリスクも変化することとなる。これにより全体の所要自己資本比率に変動が生じる。
- (c) 銀行が追加的に自己資本を調達する際のコストは、特に自己資本の充実の必要性が急速に生じた場合あるいは市場の状況が好ましくない場合には、高い物となるかもしれない。
- (d) 銀行にとって規制上の最低所要自己資本を割り込むことは深刻な問題である。これは、関連法規違反となるかもしれない、その上（あるいは）監督当局により、裁量の余地のない是正措置が発動されることとなるかもしれない。
- (e) 第一の柱においては考慮されないような個別銀行に特有のリスク、あるいはより一般的に経済全体に対するリスクが存在するかもしれない。

758. 個別の銀行が適切な自己資本の水準を保持して業務を行うことを確保するために監督当局が用いるものとしては、いくつかの手段がある。種々の選択肢がある中で、監督当局は、銀行の自己資本充実の状況を確認するため、トリガー・レシオおよびターゲット・レシオを設定してもよいし、最低自己資本比率を上回る区分（例えば、「十分な自己資本水準」や「適切な自己資本水準」）を設けてもよい。

原則 4: 監督当局は、銀行の自己資本がそのリスク特性に見合っ必要とされる最低水準を下回るレベルに低下することを防止するために早期に介入することを目指すべきであり、自己資本が維持されない、あるいは回復されない場合には早急な改善措置を求めるべきである。

759. 監督当局は、銀行が上記の監督上の原則に具体化されている要件を満たしていないとの懸念が生じた場合には、様々な選択肢を検討すべきである。こうした措置には、銀行に対するモニタリングの強化、配当の支払制限、十分な自己資本回復に関する計画の提出およ

び遂行の銀行への要求、追加的自己資本の即時積み増しの銀行への要求が含まれてもよい。監督当局は、銀行を取り巻く状況や業務を取り巻く状況に応じてどのような手段を使うことが最適かを定めるにつき、裁量を持つべきである。

760. 銀行が直面する困難に対して、自己資本の積み増しが永続的な解決策であるとは限らない。しかし、(管理体制や内部統制の改善といった)監督上の要求事項の中には、その実行までに時間を要するものもあるかもしれない。したがって、自己資本の積み増しは、銀行の置かれた状況を改善するための永続的な手段が実行に移されるまでの間の、暫定的な措置として用いられるものとなろう。こうした永続的な手段が実行に移され、監督当局によって有効であると認定された場合には、暫定的な自己資本の積み増し要求は撤回されることとなろう。

III. 監督上の検証プロセスで検討すべき具体的論点

761. 当委員会は、監督上の検証プロセスを実行する上で、銀行や監督当局が特に注意すべき重要な論点を特定している。これら論点は、第一の柱で直接取り上げられていない主要なリスクに加え、特定の側面に関して第一の柱を適切に機能させるために監督当局が行うべき重要な評価などを含むものである。

A. バンキング勘定における金利リスク

762. 当委員会は、バンキング勘定における金利リスクは潜在的に大きなリスクであり自己資本の手当てが有用な対応であると、引続き確信している。しかし、銀行業界から寄せられたコメントおよび当委員会が行ったさらなる作業の結果、国際業務を営む銀行の間には、内在するリスクおよび同リスクをモニター・管理するプロセスに関してかなり大きなばらつきがあることが明らかになった。このため当委員会は、バンキング勘定の金利リスクは本枠組における第二の柱のもとで取り扱うことが現時点においては最も適切であると結論した。ただし、金利リスクのモニタリング・計測の特性や手法について、自国銀行の間に十分な均質性があると考える監督当局は、最低所要自己資本を課しても構わない。

763. 改訂された金利リスクに関するガイダンスにおいては、銀行がバンキング勘定における金利リスクを計測し、監督当局がこれに対応するうえで、銀行の内部システムが主要な手段になると認識している。監督当局が銀行の金利リスク・エクスポージャーを横断的にモニターし易いように、銀行は標準化された金利ショックに伴う経済価値の変動について自己資本と対比した内部計測結果を当局に提供しなければならない。

764. 監督当局は、銀行が金利リスクの水準に見合った資本を有していないと判断した場合、当該銀行に対して、リスクの削減、一定額の追加的自己資本の保有、ないしその両者の何らかの組み合わせを要請しなければならない。監督当局は、アウトライヤー (“outlier”) 銀行の自己資本の適正度について特に注意を払うべきである。「補論：金利リスクの管理と監督のための諸原則」に述べられているとおり、標準化された金利ショック (200 ベーシス・ポイント) ないしこれと同等のショックに伴って、Tier 1 と Tier 2 の合計額に対して 20% を超える経済価値の低下が生じる場合、アウトライヤー (“outlier”) 銀行と定義される。

B. 信用リスク

1. 内部格付手法の下でのストレス・テスト

765. 銀行は、第一の柱における所要自己資本 (requirement) 、および、第一の柱における内部格付手法の最低要件 (パラグラフ 434~437) の一部として実行される信用リスクのストレス・テストの結果 (資本不足が明示された場合) に見合った、十分な自己資本を保有すべきである。監督当局は、ストレス・テストがどのように行われたのかを検証するかもしれない。このように、ストレス・テストの結果は、銀行が第一の柱で設定される規制上の最低所要自己資本比率を上回って業務を行うという期待に、直接貢献することとなるだろう。監督当局は、銀行がこれらの目的を達成するのに十分な自己資本を保有しているかどうかを判断する。そして監督当局は、その不足の程度に応じて適切に対応する。この対応においては通常、銀行に対し、リスクを削減するか、および/あるいは、自己資本や引当金を積み増すよう要請することとなる。その結果、現在保有する自己資本 (capital resource) が、第一の柱における最低所要自己資本に加え再度行ったストレス・テストの結果をカバーすることとなるだろう。

2. デフォルトの定義

766. 銀行は、PD、および/あるいは LGD、EAD の内部推計のために、デフォルトの参照定義を使用しなければならない。しかし、パラグラフ 454 で詳述したとおり、各国監督当局は、各国の管轄法域 (jurisdiction) におけるデフォルトの参照定義の解釈指針を発行する。監督当局は、個別銀行のデフォルトの参照定義の適用について評価し、さらにそれによる自己資本比率への影響を評価する。特に、監督当局は、パラグラフ 456 に基づいて、参照定義からの乖離による影響に着目する (デフォルトの参照定義と必ずしも一致しない外部データまたは過去の内部データの利用)。

3. 残余リスク

767. 「本枠組」では、銀行に対し、信用リスクまたはカウンターパーティ・リスクについて、担保や保証またはクレジット・デリバティブにより相殺し、自己資本の賦課を削減することを認めている。信用リスク削減手法を利用することで、銀行は信用リスクを削減できる一方、この手法を用いることにより、全体的なリスク削減の効果を弱めるようなリスクが生じる。したがって、銀行がさらされているこれらのリスク (例えば、法的リスク、ドキュメンテーション・リスク (documentation risk) や流動性リスクなど) は、監督上の関心事項である。これらのリスクが生じた場合には、銀行は、第一の柱で設定される最低所要自己資本を満たしているか否かに関わらず、予想した以上に、カバー対象となる取引先 (underlying counterparty) の信用リスクを有することに気付くだろう。これらのリスクの例は、以下のとおりである。

- (取引先のデフォルトに対して)担保 (collateral pledged) を差し押さえられない、または迅速に処分できないこと。
- 保証人の支払拒絶または遅延、および
- 認証されていないため、書類に効力がないこと (ineffectiveness of untested documentation) 。

768. そのため、監督当局は銀行に対し、これらの残余リスクを管理するために、適切な文書による信用リスク削減の方針および手続規定を用意しておくよう要求することとなる。

銀行は、これらの方針および手続規定を監督当局に提出するよう要求されるかもしれない。さらに、銀行は、その適切性、効果および運用について定期的に見直さなければならない。

769. 信用リスク削減の方針および手続規定において、銀行は、所要自己資本を算定する際に、第一の柱で認められている信用リスク削減手法の価値をすべて認識することが適切かどうかを考慮し、さらに、その認識している自己資本の軽減のレベル (level of capital benefit) に対して、信用リスク削減手法の方針および手続規定が適切であることを証明しなければならない。これらの方針および手続規定について、厳格性、適切性または適用が不十分であると判断した場合、監督当局は銀行に対して、直ちに改善策を取るよう指示するか、あるいは、信用リスク削減手法の手続き不備が修正されたと判断するまで残余リスクに対して追加の自己資本を保有するよう指示をするかもしれない。監督当局が銀行に行う指示の例は、以下のとおりである。

- 保有期間、当局設定のヘアカットまたは(自行推計のヘアカット・アプローチにおける)ボラティリティの前提を調整すること。
- (信用ポートフォリオ全体または特定のプロダクトラインにおいて)信用リスクの削減を完全には認識しないようにすること、および/または、
- 特定された追加的な自己資本を保有すること。

4. 信用集中リスク (Credit concentration risk)

770. 集中リスク (risk concentration) とは、単一のエクスポージャーまたはエクスポージャーのグループについて、(銀行の自己資本、総資産または全体のリスク・レベルと比べて) 銀行における健全性あるいはコア業務 (core operations) を維持する機能を脅かすような巨額の損失を生じさせる可能性があることを言う。集中リスクは、議論があるものの、銀行における主要な問題を引き起こす要因のうち、単独ではおそらく最も重要な要因である。

771. 集中リスクは、銀行の資産項目、負債項目またはオフバランス・シート項目で生じ得るが、(商品またはサービスのいずれかの) 取引の実施または処理を通じて、あるいは、これらの大きなカテゴリーをまたがるエクスポージャーの組み合わせを通じて、発生するものである。大半の銀行にとっては貸出業務が主要業務であるため、多くの場合、信用集中リスク (credit risk concentrations) は銀行内における最も重要な (material) 集中リスクである。

772. 信用集中リスクは、その性質上、共通または相関するリスク要因に基づいているが、これらのリスク要因はストレス時 (time of stress) において、その集中状況を構成する個々の取引先の信用力にマイナスの影響を与える可能性がある。集中リスクは債務者に対する直接のエクスポージャーで発生するが、それとともにプロテクション提供者に対するエクスポージャーからも発生し得る。このような信用集中リスクについては、第一の柱における信用リスクのための自己資本の賦課では取り上げられていない。

773. 銀行は、信用集中リスクを特定かつ測定し、さらにモニターおよびコントロールするために、効果的な内部方針、システムおよび管理手法を備えるべきである。銀行は、第二の柱における自己資本充実度の評価の際に、信用集中リスクの度合を明示的に考慮すべきである。これらの方針は、銀行がさらされる可能性のある様々な形態の信用集中リスクを対象とすべきである。このような集中リスクは以下のものを含む。

- 単一の取引先または相互に関連のある取引先のグループへの大きなエクスポージャー。多くの法域 (jurisdictions) で、監督当局はこのような性質のエクスポージャー

一の限度を設定しており、通常、大口エクスポージャー・リミット (large exposure limit) と呼ばれている。また銀行は、保有する巨額のエクスポージャーすべてをひとつのまとまりとして管理・運営するために、総額制限 (aggregate limit) を設けることもある。

- 同一の経済セクターまたは同一地域の取引先への信用エクスポージャー。
- 同一の事業活動または同一の商品に財務実績が依存している取引先への信用エクスポージャー。
- 銀行の信用リスク削減活動から生じる間接的な信用エクスポージャー (例えば、単一の担保種類または単一の取引先より提供されるクレジット・プロテクションに対するエクスポージャーなど)。

774. 銀行の信用集中リスクを管理する枠組は、明確に文書化され、さらに、その銀行に相応しい信用集中リスクの定義、ならびに、信用集中リスクおよびそれに対応する限定額 (limit) をどのように算定したのかといった定義を、含むべきである。限度額は、銀行の自己資本、総資産、または適切な尺度が存在する場合は全体的なリスク・レベルに関連付けて定義されるべきである。

775. 銀行の経営陣は、主要な信用集中リスクについて定期的なストレス・テストを行い、このテスト結果を検討して、銀行の業績にマイナスの影響を与えるかもしれない市況変化の可能性を特定し、それに対応すべきである。

776. 銀行は、信用集中リスクについて、当委員会が 2000 年 9 月に公表した文書「信用リスク管理の諸原則」および同文書の付属文書におけるより詳細な指針を確実に遵守すべきである。

777. 監督当局は、その活動において、銀行の信用集中リスクの度合を評価するとともに、それがどう管理されているか、さらには銀行が第二の柱の下で自己資本充実度を内部評価する際に信用集中リスクをどの程度考慮しているか、を評価すべきである。係る評価は、銀行によるストレス・テストの結果の検証を包含したものであるべきである。信用集中リスクにより生じるリスクが、銀行によって適切に対処されていない場合、監督当局は、適切な措置を取るべきである。

5. カウンターパーティ・クレジット・リスク

777(i). カウンターパーティ信用リスク (CCR) は信用リスクの一形態を示すが、これは、ストレス・テスト、信用リスク削減手法に関する「残余リスク」、信用集中リスクへのアプローチに関して、上記パラグラフで示された「改訂された枠組」の基準を満たすことが含まれる。

777(ii). 銀行は、概念的に健全なカウンターパーティ信用リスクの管理方針、手順およびシステムを保有しなければならない。また、CCR の原因となるエクスポージャーを企業が保有することの洗練度および複雑さと比較して完全な状態で実行されていなければならない。健全なカウンターパーティ信用リスク管理の枠組みには、CCR の特定、計測、管理、承認および内部報告を含む。

777(iii). 銀行のリスク管理方針は、CCR に関連し得るマーケット・リスク、流動性リスク、法的リスク、オペレーショナル・リスクを考慮しなければならない。さらに、実行可能な範囲内で、こうしたリスクの相互関係も考慮する必要がある。銀行はカウンターパーティの信

用力を審査せずに、かかるカウンターパーティと取引を行ってはならない。また、決済の信用リスクと決済前の信用リスクの双方を十分に考慮しなければならない。こうしたリスクは、カウンターパーティ・レベル（カウンターパーティのエクスポージャーとその他の信用エクスポージャーを合計）と全社レベルの双方で、実行可能な限り総合的に管理されなければならない。

777(iv). 取締役会および上級経営陣は CCR 管理プロセスに積極的に関与し、相当の経営資源の投入が必要な事業の欠くべからざる側面としてこれを捉えなければならない。銀行が CCR に関して内部モデルを利用している場合、上級経営陣は利用モデルの限界と前提ならびにこうした限界や前提が出力結果の信頼性に与え得る影響を認識しなければならない。また、市場環境の不確実性（担保実現のタイミングなど）や運用上の問題（プライシングの不規則性）を考慮し、こうした点がどのようにモデルに反映されているかについて認識する必要がある。

777(v). この点に関して、CCR に対する企業のエクスポージャーについて作成された日次報告書は、個々のクレジットマネージャーあるいはトレーダーのポジション削減と全社の CCR エクスポージャーの削減の双方を実施するのに十分な地位と権限を備えた経営陣レベルによって検討されなければならない。

777(vi). 銀行の CCR 管理システムは内部の信用限度制限および取引限度制限と関連付けて利用されなければならない。この点に関しては、クレジットマネージャー、トレーダー、上級経営陣によって十分に理解され、常に一貫した形で、信用限度制限や取引限度制限を企業のリスク計測モデルに関連付ける必要がある。

777(vii). CCR の計測には、日時および日中の信用枠使用状況のモニタリングをすることが組み込まなければならない。担保効果勘案前後のグロスおよびネットのカレント・エクスポージャーの計測が適切で有意義である場合（OTC デリバティブやマージン・レンディング（margin lending）など）、銀行はこれを行わなければならない。銀行が選択した信頼区間のピーク・エクスポージャーと将来の潜在的エクスポージャー（PFE）をポートフォリオとカウンターパーティの両方のレベルで計測・モニタリングすることは、強固な限度制限監視システムの一要素である。銀行は、関連するカウンターパーティのグループ毎、業種毎、市場毎の集中といった大型ポジションあるいは集中ポジションや顧客の投資戦略などを考慮しなければならない。

777(viii). 銀行は、自行のリスク計測モデルの日々の出力に基づく CCR 分析を補完するものとして、日常的に実施される精密なストレス・テスト・プログラムを備えなければならない。このストレス・テストの結果は、上級経営陣によって定期的に検討され、経営陣や取締役会によって設定される CCR の方針や制限に反映されなければならない。ストレス・テストの結果が、特定の環境に特に弱いことが明らかになった場合、経営陣は、適切なリスク管理戦略を明確に検討するべきである（かかる結果に対するヘッジあるいは自行のエクスポージャーの削減など）。

777(ix). 銀行は、CCR 管理システムの実行に関して文書化された内部方針、統制、手続きを確実にする適切な日常業務を行わなければならない。企業の CCR 管理システムは、リスク管理システムの基本原則について記述され、CCR の計測に使用される実証的手法について説明したリスク管理マニュアルなどの文書によって十分に文書化されなければならない。

777(x). 銀行は、内部監査プロセスを通じて、CCR 管理システムの独立した検証を定期的に行う必要がある。この検証は、企業金融部門とトレーディング部門および独立した CCR 管理部門の双方の活動を対象としなければならない。CCR 管理プロセス全般の検証は

定期的に行われ（理想的には最低でも 1 年に 1 回）、少なくとも以下の点について取り組まなければならない。

- CCR 管理システムとプロセスの文書化の適切性。
- CCR 管理部門の編成。
- CCR の計測値の日々のリスク管理業務への組込み。
- フロント・オフィスやバック・オフィスで使用されるリスク・プライシング・モデルと評価システムの承認プロセス。
- CCR の計測プロセスの重大な変更の検証。
- リスク計測モデルによって捉えられるカウンターパーティ信用リスクの範囲。
- 管理情報システムの完全性。
- CCR データの精度と完全性。
- 内部モデルを稼働させるために使用されるデータ・ソースの一貫性、適時性、信頼性の検証。かかるデータ・ソースの独立性も含む。
- ボラティリティと相関性の前提の精度と適切さ。
- 評価とリスク変換計算の精度。
- 頻繁なバックテストを通じたモデルの精度の検証。

777(xi). 内部モデルを利用して CCR のエクスポージャー額あるいは EAD を推計することを許可された銀行は、適切なリスクをモニターし、かかるリスクが重大となった場合には、EPE の推計を調整するプロセスを備えなければならない。これには次の点が含まれる。

- 銀行は固有のロング・ウェイ・リスク (wrong-way risk) に対するエクスポージャーを特定、管理しなければならない。
- 1 年後にリスクが高まる特性を伴うエクスポージャーの場合、銀行は 1 年間の EPE の推計とエクスポージャーの全期間にわたる EPE の推計を定期的と比較しなければならない。
- 短期 (1 年未満) のエクスポージャーの場合、銀行は再構築コスト (カレント・エクスポージャー) と実現されたエクスポージャー特性を定期的と比較しなければならない。加えてまた/もしくは、かかる比較を可能にするデータを蓄積しなければならない。

777(xii). EPE の推計に使用される内部モデルを評価する際に、特にアルファ値の推計が承認されている銀行に対して、監督当局は、CCR を発生させるエクスポージャー・ポートフォリオの性質を検証しなければならない。特に、監督当局は以下の性質を考慮しなければならない。つまり、

- ポートフォリオの分散 (ポートフォリオが抱えるリスク要因の数)。
- カウンターパーティ間のデフォルト相関。
- カウンターパーティ・エクスポージャーの数とグラニューラリティ。

777(xiii). 内部モデル方式に基づくエクスポージャーあるいは EAD の推計もしくはアルファが CCR に対するエクスポージャーを適切に反映していない場合、監督当局は適切な措置を

講じることになる。こうした措置には、銀行に対する推計値修正の命令、内部モデル(IMM)に基づくエクスポージャーあるいは EAD もしくはアルファ係数の引き上げの命令、または自己資本比率の算定を目的とする EAD の内部推計に対する承認の取り消しなどが含まれる。

777(xiv). 標準的方式を利用している銀行について、監督当局は CCR を発生する取引が抱えるリスクに対する銀行の評価や、標準的方式がかかるリスクを適切かつ十分に捉えているか否かに関する銀行の評価を検証する必要がある。標準的方式が、銀行が関与する取引に内在するリスクを捉えていない場合（仕組み商品あるいはさらに複雑な OTC デリバティブの場合には頻繁にあるかもしれない）、監督当局は銀行に対して、取引毎にカレント・エクスポージャー方式(CEM)あるいは標準的方式(SM)を適用することを求めることがある（すなわち、ネットィングは認められないことになる）。

C. オペレーショナル・リスク

778. オペレーショナル・リスクにおける基礎的指標手法や標準的手法で用いられる粗利益は、銀行のオペレーショナル・リスクのエクスポージャー尺度の代理変数でしかなく、（例えば利益率や収益性の低い銀行の場合）オペレーショナル・リスクに要する自己資本を過小評価することがあるかもしれない。監督当局は、「オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス」（2003年2月）という当委員会の文書を参照にして、同程度の規模で類似の業務を行っている他の銀行と対比するなど、第一の柱の算定による所要自己資本(capital requirement)が各銀行のオペレーショナル・リスクのエクスポージャーの実態を、整合性をもって表しているかどうか考慮していくべきである。

D. 市場リスク

1. トレーディング勘定の適格性のための内部の方針と手続規定 (*policies and procedures*)

778(i). 自己資本の算定を目的としてトレーディング勘定に算入すべきエクスポージャーと除外すべきエクスポージャーを決定するために利用される明確な内部規程は、銀行のトレーディング勘定の一貫性と整合性を確保するために必要不可欠である。かかる内部規程は改定された枠組のパラグラフ 687(i)に沿ったものでなければならない。監督当局は、内部規程が改訂された枠組のパラグラフ 684~689(iii)に示された一般原則を遵守し、銀行のリスク管理能力と実務に一致した形で、トレーディング勘定の境界を明確化していることの確信を得るべきである。また、監督当局はバンキング勘定とトレーディング勘定間のポジション移転は非常に限定された環境においてのみ行うことができることの確信も得るべきである。内部規程が不十分で、改訂された枠組のパラグラフ 684~689(iii)に示された一般原則を遵守していないポジション、あるいは銀行のリスク管理能力や実務と一致しないポジションをトレーディング勘定に計上することを阻止できないと判明した場合、監督当局は銀行に対して、かかる内部規程の修正を求めることとなる。

2. 評価

778(ii). 慎重な評価に関する内部規程は、市場リスクに対する所要自己資本の堅固な評価を構築するための基礎となる。流動性の非常に高い現物商品で構成され、十分な分散化が図られ、市場の集中もないポートフォリオの場合、当該ポートフォリオの評価は、このセクションで改訂されたように、パラグラフ 718(Lxxvi)に示された最低の定量的基準と相俟って十

分な自己資本を生み出し、これによって銀行は悪化した市場環境でポジションを 10 日以内に秩序だって手仕舞うこと、あるいはヘッジすることができる。しかし、十分に分散化が図られていないポートフォリオ、流動性の劣る商品が含まれているポートフォリオ、市場の出来高に比して集中度の高いポートフォリオ、および/あるいはモデル参照型のポジションを大量に含むポートフォリオの場合には同じようにはいかない可能性が高い。このような状況で、監督当局は銀行が十分な自己資本を有しているか否かを検討し、自己資本が不足している場合には適切な対応を行うこととなる。通常はこのような場合、銀行に対してリスクの削減に加えて/あるいは自己資本の充実を求めることとなる。

3. 内部モデル方式におけるストレス・テスト

778(iii). 銀行は、パラグラフ 718(Lxx)から 718(xciv)に示された最低所要自己資本額を満たし、パラグラフ 718(Lxxiv) (g) によって義務付けられたストレス・テスト (パラグラフ 738(ii)および 738(iv)に示された原則を考慮) の結果をカバーするのに十分な自己資本を確保しなければならない。監督当局は、銀行のトレーディング活動の性質や大きさならびに銀行による評価の調整といったその他の要因を考慮して、銀行がこれらの目的のために十分な自己資本を確保しているか否かを検討することとなる。自己資本が不足している場合、もしくは監督当局が、市場リスクに対する自己資本評価の基礎となる銀行が設定した前提に納得しなかった場合、監督当局は適切な措置を講じることとなる。この場合は、自己資本全体が「第一の柱」における所要自己資本額と監督当局の認めるストレス・テストの結果の双方を少なくともカバーするように、銀行に対してリスク・エクスポージャーの削減に加え、あるいは自己資本の充実を求めるのが通常である。

4. 内部モデル方式における個別リスクのモデル化

778(iv). トレーディング活動から発生する個別リスクのモデル作成を望む銀行のために、マーケット・リスク規制の改訂されたパラグラフ 718(Lxxxix)に追加基準が規定された。この中には、流動性の低いポジションに加え/あるいは現実的な市場シナリオのもとで価格の透明性が限定されるポジションから発生するリスクを保守的に評価することも含まれている。監督当局は、流動性あるいは価格の透明性が限定されることによって、銀行が使用するモデルの個別リスクを把握する効果が損なわれると考える場合、銀行の個別リスク・モデルから当該ポジションを除外することを求めるなど、適切な措置を講じることとなる。監督当局は銀行のデフォルト・リスクに対する追加の自己資本賦課の測定が妥当であるか否かを検討すべきであり、銀行の手法が不適切である場合には、個別リスクに賦課する自己資本の算定に標準的方式の利用を求めることとなる。

IV. 監督上の検証プロセスにおけるその他の側面

A. 監督上の透明性と説明責任

779. 銀行監督は厳格な科学ではなく、監督上の検証プロセスに裁量的要素が含まれるのは不可避である。監督当局は、その職務を遂行するにあたり、透明性があり、説明責任が果たされるという方法で行わなければならない。監督当局は、銀行による自己資本についての内部評価を検証する際に用いる判断基準を公開すべきである。監督当局がターゲット・レシオやトリガー・レシオを設定することとした場合、あるいは規制上の最低水準を上回る自己資本の区分を設定することとした場合には、その際に考慮した要素は公開されるべきである。個別銀行に対して最低基準を上回る自己資本の所要額を設定した場合には、監督当局は、当

該銀行に対して、こうした要求をすることとなった根拠となる当該銀行に特有なリスクの性質、および必要な改善策についての説明を行うべきである。

B. クロスボーダーのコミュニケーションおよび協力の強化

780. 大規模な銀行組織を有効に監督するには、業界参加者と監督当局の緊密かつ継続的な対話が必要である。加えて、この枠組では、特に国際的に活動する複合的な銀行グループに対するクロスボーダーの監督のために、監督当局間の実務ベースでの協力を強化することが求められる。

781. この枠組は、国内の金融機関を規制するという各国監督当局の責務、または、すでに存在するバーゼル銀行監督委員会の基準で規定された連結ベースの監督のための取決めを変更するものではない。母国の監督当局は、銀行グループが連結ベースでこの枠組を実施することを監視する責任を負う。現地の監督当局は自国で活動している事業体を監督する責任を負う。現地の監督当局の要件を適切に満たしている場合、法令順守の負担を軽減し、規制上のアービトラージを回避することを目的として、現地の子会社に対しても銀行がグループ・レベルで利用する手法や承認手続が現地監督当局によって認められることがある。可能であれば、銀行の実施負担を軽減するとともに、監督当局の資源節約を図る観点から、監督当局は、重複したり整合性がないような承認・検証作業を回避すべきである。

782. この枠組を実施するにあたり、監督当局は複数の法域にわたり重要性のある事業をクロスボーダーで展開している銀行グループに対して、母国と現地の監督当局のそれぞれの役割をできる限り明確に伝えるべきである。関係国の監督当局間の協力における調整作業では、母国の監督当局が主導的役割を果たす。各監督当局の役割に関してコミュニケーションを図るうえで、監督当局は、既存の監督上の法的責任に変更がないことを明確にするよう留意する。

783. 当委員会は監督当局間の国際協力の重要な基盤として、国際的に活動する銀行に対する相互承認にあたって、現実的なアプローチの採用を支持する。このアプローチをとることは、子会社が過度の負担を負わないようにするために、母国と現地の自己資本規制の違いを最小化することが望ましいということとともに、国際的に活動する銀行の現地の事業体について考える場合に自己資本に関する共通の手法を認識することを意味する。

V. 証券化に関する監督上の検証プロセス

784. 監督当局は、所要自己資本を決定するにあたって銀行が取引の経済的実質 (economic substance of transactions) を考慮すべきであるという第一の柱の原則に加えて、適宜、銀行が十分にそうした考慮を行ったかどうかを監視する。その結果、特定の証券化エクスポージャーに対する自己資本規制上の取扱いが、「本枠組」の第一の柱で設定された所要自己資本額と異なるかもしれない。そうした可能性は、特に、一般的な所要自己資本では各銀行の直面しているリスクを十分に反映していない場合に生じる。

785. 特に監督当局は、所要自己資本がリスク特性と整合的であるかを決定するにあたって、必要であれば、所要自己資本に対する内部評価を検証するとともに、それが特定の取引の（担保差替条項(substitution clauses)などといった）ドキュメンテーションや自己資本算定にどのように反映されているかを検証するかもしれない。監督当局は、銀行が経済資本の計算において、保有しているポジションにおけるマチュリティ・ミスマッチの問題に対し、

どのように対処したのかも検証する。監督当局は特に、人為的に所要自己資本を引き下げる取引におけるマチュリティ・ミスマッチの構造について、注意深く監視する。加えて、監督当局は、プール内の実際の資産の相関関係についての銀行の経済資本 (economic capital) の評価、および、それが算定にどう反映されているかといったことを検証するかもしれない。監督当局は、銀行の手法が不十分であると判断した場合、適切な措置を取る。係る措置とは、銀行が資産証券化をオリジネートしたケース (in the case of originated assets) において、自己資本軽減効果 (capital relief) を否認または減額するといったことや、取得した証券化エクスポージャーに対応する所要自己資本を引き上げるといったものである。

A. リスク移転の意義

786. 証券化取引は、信用リスク移転以外の目的で行われるかもしれない (例えば、資金調達など)。その場合でも、限定的ではあるが、信用リスクの移転は生じるかもしれない。しかし、オリジネーターである銀行が所要自己資本を削減しようとする場合については、その証券化によるリスク移転が各国監督当局より意味がある (significant) と認められなければならない。リスク移転が不十分である、あるいはリスク移転が生じていないと考えられる場合、監督当局は、第一の柱で定められているより多い所要自己資本を適用するよう要求することができ、あるいは、証券化によって実現した自己資本軽減効果 (capital relief) を全く認めなくてもよい。したがって、実現される自己資本軽減効果 (capital relief) は、有効に移転された信用リスクの量に相当することとなる。以下では、重大な額のリスクの保有もしくは買戻し、または証券化によって移転するエクスポージャーを「チェリー・ピッキング (cherry picking)」するなど、移転されたリスクの度合について、監督当局が懸念を有するケースを示している。

787. 重要性のある (significant) 証券化エクスポージャーの保有または買戻しは、オリジネーターが保有するリスクの割合にもよるが、信用リスクを移転するという証券化の目的を損なうことがある。具体的には、監督当局は、信用リスクおよびプールの名目価値の大部分が最低一つの独立した第三者に、開始時から継続的に移転されることを期待する。監督当局は、銀行がマーケット・メイキングの目的でリスクを買い戻す場合については、オリジネーターが取引の一部を買い戻すのは適切であると考えられるものの、例えばすべてのトランシェを買い戻すのは適切ではないと考える。監督当局は、マーケット・メイキングの目的でポジションを抱えた場合、このポジションが適切な期間内に再び売却され、リスクを移転するという当初の目的に合致することを期待する。

788. 重要ではない額のリスク移転のみが実現されることが示唆するもう 1 つの点は、特に信用度の高い無格付エクスポージャーのリスク移転の場合、信用度の低い無格付資産と証券化取引の基にあるエクスポージャーに組み込まれている信用リスク (credit risk embedded in the exposures underlying the securitised transaction) の大半が、オリジネーターの手元に残る可能性があることである。それ故に、監督上の検証プロセスの結果によって、監督当局は、特定のエクスポージャーに対する所要自己資本を増加させるか、あるいは、銀行が保有すべき資本の全体的なレベルを引き上げるかもしれない。

B. 市場革新 (Market innovations)

789. 証券化に対応する最低所要自己資本はすべての潜在的な問題点に対処できるわけではないため、証券化取引の新しい特徴 (new features) が生じる都度、監督当局にはそれを考慮することが求められる。このような評価には、新しい特徴が信用リスク移転に与える影響を検証することが含まれ、監督当局には必要な場合に、第二の柱の下で適切な措置を取る

ことが求められる。第一の柱による対応も、市場革新を考慮すべく形成されるだろう。このような対応は、一連の運用上の必要条件 (operational requirement) または具体的な所要資本の取扱いという形をとるだろう。

C. 暗黙の支援の提供 (Provision of implicit support)

790. 取引の支援は、契約に明記されているもの (例えば、証券化取引の開始時に与えられる信用補完など) であれ、契約に明記されていないもの (暗黙の支援) であれ、いろいろな形を取り得る。例えば、契約に明記されている支援としては、超過担保 (over collateralisation)、クレジット・デリバティブ、スプレッド・アカウント (spread accounts)、契約上のリコース義務 (contractual recourse obligations)、劣後債、特定のトランシェに与えられる信用リスク削減、手数料収入や金利収入または繰り延べられた利鞘収入の劣後 (subordination of fee or interest income or the deferral of margin income)、および当初発行額の 10% 超に設定されているクリーンアップ・コール (clean-up calls that exceed 10 percent of the initial issuance) などがある。また、暗黙の支援の例としては、悪化している信用リスク・エクスポージャーを原プールから買取ること、証券化された信用リスク・エクスポージャーのプールの中に信用リスク・エクスポージャーをディスカウントして売却すること (sale of discounted credit risk exposures into the pool of securitised credit risk exposures)、市場価格を上回る価格で原エクスポージャーを買うこと、原エクスポージャーの悪化に伴ってファースト・ロスポジションが増加すること、などがあげられる。

791. 暗黙の (または契約に明記されていない) 支援 (implicit (or non-contractual) support) は、契約に明記されている信用支援 (例えば、信用補完 (credit enhancements) など) に比べ、監督上の大きな懸念をもたらす。伝統的な証券化構造において、暗黙の支援の提供は、基準を満たしていれば規制上の自己資本算定上証券化資産を除外することを銀行に認めるクリーンブレイク基準 (the clean break criteria) の意義を損なうことになる。シンセティック型の証券化の構造においては、リスク移転の意義を無効とする。暗黙の支援 (implicit support) を与えることで、依然としてリスクが銀行に残っており、実際には移転されていないというシグナルを銀行自身が市場に送ることを示唆する。そのため、銀行の自己資本算定上、真のリスクを過少に報告することになる。したがって、各国監督当局には、銀行が暗黙の支援を行っているときには、適切な行動を取ることが期待されている。

792. 銀行が証券化に対して暗黙の支援を与えていることが判明した場合、その構造に関連するすべての原エクスポージャーについて、それが証券化されていない場合と同様の所要自己資本を保有することが求められるだろう。また、契約に明記されていない支援を与えたことが判明したこと、ならびに (上記のとおり) その結果として生じる所要自己資本の増加を開示する必要があるだろう。その目的は、信用リスクを負うこととなるエクスポージャーに対して自己資本を保有するよう銀行に要求することであり、また、契約に明記されていない支援を与えないよう働きかけることである。

793. しかし、複数回にわたって暗黙の支援を与えたことが判明した場合、銀行に対しては、その違反行為を開示することが求められ、さらに、各国監督当局が適切な措置を取ることになる。監督上の措置は、次のうち 1 つ以上を含んでもよいが、これに限定されるものではない。

- 各国監督当局が定める一定の期間、銀行は証券化した資産に係る有利な自己資本の取扱いを受けられなくなるかもしれない。

- 銀行は、すべての証券化資産に対して、原資産のリスク・ウェイトに掛け目 (conversion factor) をかけ、自らがコミットメントを創り出したのと同様に自己資本を保有することを要求されるかもしれない。
- 銀行は、自己資本算定の際に、証券化資産が、すべてバランスシート上に残っているものとして扱うことを要求されるかもしれない。
- 各国監督当局は、銀行に対し、リスク・ベースの最低自己資本比率 (risk-based capital ratio) を上回る規制上の自己資本を保有するよう要求するかもしれない。

794. 監督当局は、暗黙の支援を判断するために注意深く監視を行い、その影響を削減するための適切な監督上の措置を取る。調査結果が出るまで、銀行は、予定している証券化取引について、自己資本軽減 (capital relief) を禁止されるかもしれない (モラトリアム)。各国監督当局による対応の目的は、暗黙の支援の提供に関する銀行の態度を変えることであり、さらには、銀行が契約上の義務を超えて将来のリコース権 (future recourse) を与えようとするに関する市場の認識のあり方 (perception) を修正することである。

D. 残余リスク

795. より一般的な信用リスク削減手法と同様、監督当局は、銀行のクレジット・プロテクションの認識手法の適切性について検証する。特に証券化については、監督当局は、ファースト・ロスへの信用補完 (first loss credit enhancements) に対して認識したプロテクションの適切性を検証する。これらのポジションにおける期待損失は、リスクの重要要素となる可能性は低く、プライシングを通じてプロテクションの購入者によって負担される可能性が高い。よって監督当局は、銀行が経済資本 (economic capital) を決定する際に、銀行の方針がその点を考慮することを期待する。監督当局は、認識されたプロテクションに対する手法 (approach to protection recognised) が充分ではないと判断した場合、適切な措置を取る。このような措置には、特定の取引あるいは複数の取引 (class of transactions) に対応する所要自己資本の引き上げを含んでもよい。

E. コール条項 (Call provisions)

796. 損失に対するエクスポージャーが増加したり、原エクスポージャーの信用度合の悪化の増大を計上しなければならなくなる場合には、証券化取引もしくは信用プロテクションのカバーをコール (訳注：解除) することを認める条項を銀行が、十分に準備していない状況の下で (prematurely) 行使しないことを、監督当局は期待する。

797. 監督当局は、銀行に対し、上述の一般原則に加え、信用エクスポージャーの残高に関するサービスコスト (cost of servicing the outstanding credit exposures) が原信用エクスポージャーのサービスからの便益 (benefits of servicing) を上回っている場合など、ビジネスとして経済的である場合に限り、クリーンアップ・コール (clean-up call) を行使することを期待する。

798. 各国の裁量により、監督当局は銀行によるコールの行使に先立ち、検証を求めることができる。この検証では次の点を検討することなどが期待される。

- 銀行がコールの行使を決定した根拠
- コールの行使が銀行の規制上の自己資本比率に与える影響

799. 監督当局は、銀行の全体的なリスク・プロファイル、既存の市場の状況、に応じて、必要があれば、銀行に対して、追加取引 (follow-up transaction) を行うことも求めてもよい。

800. 特定の日付に関連付けられたコール (date related call) は、原証券化エクスポージャーのデュレーションまたは加重平均残存年数より前に設定されるべきではない。したがって、監督当局は、例えば資本市場での証券化取引に前払いの埋没費用 (up-front sunk cost) が存在する場合、最初のコール日を設定するまでに最低必要な経過期間を要求してもよい。

F. 早期償還

801. 監督当局は、銀行が内部で、リボルビング型クレジット・ファシリティの証券化に伴うリスクをどのように計測、モニター、管理しているかについて、リスクの評価とかかる取引の早期償還の可能性も含めて検証すべきである。最低限でも、監督当局は、銀行にリボルビング型ファシリティの証券化から生じる信用リスクの経済的実質に対して経済資本を配分するための適切な手法を確実に履行させるべきであり、銀行が自己資本と流動性に関する適切なコンティンジェンシー・プランを策定することを望むべきである。こうしたコンティンジェンシー・プランは、早期償還が発生する可能性を評価し、計画償還と早期償還の双方の影響に対処するものである。加えて、自己資本に関するコンティンジェンシー・プランでは、銀行は、早期償還を織り込んだ第一の柱に基づく所要自己資本よりも高水準の自己資本が必要となる可能性に対処すべきである。

802. 大半の早期償還のトリガーは超過スプレッドの水準と関連しているため、オリジネーター銀行はこうした水準に影響を与える要因をできる限り理解し、モニターし、管理すべきである（暗黙の支援についてはパラグラフ 790～794 を参照のこと）。例えば、一般的には、超過スプレッドに影響を与える次の要因を考慮すべきである。

- 借手による原受取債権残高に対する利払い
- 原債務者によるその他の手数料や料金の支払い（例、遅延損害金、前貸し手数料、上限超過手数料 (over-limit fees)
- 貸倒償却総額
- 元金の支払い
- 償却済の貸付債権の回収
- インターチェンジ収入 (interchange income)
- 投資家の持つ証券 (investors' certificates) に対する利払い
- 倒産率、金利の変動、失業率などのマクロ経済要因

803. 銀行はポートフォリオの運用戦略や事業戦略の変更が超過スプレッドの水準と早期償還発生の可能性に与える影響を考慮すべきである。たとえば、マーケティング戦略あるいは審査方針の変更によって、融資手数料が減少した場合、あるいは貸倒償却が増加した場合には、同時に超過スプレッドの水準が低下し、早期償還が発生する可能性が高まる場合がある。

804. 銀行はプールの実績に対する理解を深めるために、プールの現金回収に関する静態分析やストレス・テストなどの手法を利用すべきである。こうした手法は、悪影響を及ぼす

趨勢や潜在的な悪影響を際立たせることができる。銀行は不利な変化あるいは予期しない変化に迅速に対応するための適切な方針を完備すべきである。監督当局は、こうした方針が十分ではないと考える場合、適切な措置を講じる。そうした措置には、銀行に対する専用の流動性枠の確保、早期償還条項付き貸出債権の掛け目の引上げによる銀行の所要自己資本の増加などがあるが、これだけに限定されるものではない。

805. 第一の柱に記載された早期償還に対する資本賦課は、早期償還に伴う監督当局の潜在的な懸念、すなわち潜在的損失を超過スプレッドで補填できない場合などに取り組むことを意味している。しかし、本項に記載されている方針やモニタリングは、一定水準の超過スプレッドそれ自体は原資産プールのエクスポージャーの信用実績を示す完全な代理変数にはならないことを認識している。たとえば、超過スプレッドの水準が急速に低下して、原資産の信用力の悪化をタイムリーに示さなくなる場合もある。さらに、超過スプレッドの水準はトリガーの水準をはるかに上回っているが、依然として変動が大きく、監督当局の注意が必要である場合もある。加えて、超過スプレッドは、原資産の信用力とは無関係な理由、すなわち融資手数料の再設定料率と投資家の証券上の利率のミスマッチなどで変動することがある。超過スプレッドが日常的に変動しているならば、それによって所要自己資本が変化しても、監督当局は懸念しないだろう。こうしたケースは特に、銀行が早期償還条項付き貸出債権に関する第一段階の掛け目の適用・非適用を頻繁に変更している場合である。他方、マスタートラストに新規勘定を追加設定（あるいは指定）することによって超過スプレッドの既存の水準を維持するかもしれない。ただし、このような行動は、ポートフォリオの潜在的な劣化を隠す傾向にある。このようなすべての理由から、監督当局は早期償還という特性を伴う証券化に関する内部管理と統制およびリスク・モニタリング活動を特に重視する。

806. 監督当局は、早期償還事象の可能性やリスクをモニターする際の銀行のシステムが早期償還条項を伴う銀行の証券化活動の規模と複雑さに見合った精緻なもの（sophistication）になることを望んでいる。

807. コントロール型早期償還（controlled amortisations）においては特に、監督当局は、銀行が早期償還時に残高の90%を支払うのに必要な最低償還期間を決定するプロセスを検証するかもしれない。監督当局は、このプロセスが充分ではないと判断される場合、特定の取引または取引種類（a particular transaction or class of transactions）に係る掛け目の引き上げなど、適切な措置を取るだろう。

**監督上の検証プロセスに関するガイダンス
(バーゼル銀行監督委員会公表)**

1.	実効的な銀行監督のためのコアとなる諸原則	2006年4月、市中協議案
2.	コア・プリンシプル・メソドロジー	2006年4月、市中協議案
3.	デリバティブのためのリスク管理指針	1994年7月、最終版
4.	銀行組織における内部管理体制のフレームワーク	1998年9月、最終版
5.	銀行と、レバレッジの高い業務を行う機関との取引に関する健全な実務のあり方	1999年1月、最終版
6.	銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化	1999年8月、最終版
7.	銀行における流動性管理のためのサウンド・プラクティス	2000年2月、最終版
8.	信用リスク管理の諸原則	2000年9月、最終版
9.	外為取引における決済リスクを管理するための監督上の指針	2000年9月、最終版
10.	銀行の内部監査および監督当局と監査人との関係	2001年8月、最終版
11.	銀行の顧客確認に関するガイダンス	2001年10月、最終版
12.	銀行監督当局と銀行の外部監査人との関係	2002年1月、最終版
13.	弱体化した銀行の取扱いに関する監督上のガイダンス	2002年3月、最終版
14.	オペレーショナル・リスクの管理と監督に関するサウンド・プラクティス	2003年2月、最終版
15.	クロスボーダーのエレクトロニック・バンキング業務における管理と監督	2003年7月、最終版
16.	エレクトロニック・バンキング業務に関するリスク管理の諸原則	2003年7月、最終版
17.	金利リスクの管理と監督のための諸原則	2004年7月、最終版
18.	銀行組織にとってのコーポレート・ガバナンスの強化	2006年2月、最終版

注) これらのペーパーは BIS のホームページで入手可能 (www.bis.org/publ/index.htm) 。